

令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱

令和8年3月31日

砥部町告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、遠距離から町立小学校に通学する児童の保護者に対し通学費の一部を補助することにより保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資するため、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の要件)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、砥部町に住所を有し、現に当該住所に居住し、及び当該居住地から在籍する小学校までの通学路の距離が片道4キロメートル以上あり、かつ、一年間を通じて公共交通機関を利用して最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により通学しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和8年度の通学に利用するために購入した公共交通機関の定期券の購入費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、その結果を令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保護者に通知する。

(変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた保護者は、第4条に規定する申請内容に変更が生じた場合は、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金変更承認申請書（様式第3号）により、町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請において交付決定額に変更が生じる場合は、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により保護者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 第5条又は第6条の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定を受けた保護者は、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金請求書（様式第5号）に定期券の写し及び当該定期券の領収書の原本を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すも

のとする。

(1) 第2条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金取消決定通知書（様式第6号）により保護者に通知する。

（補助金の返還）

第9条 保護者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱の廃止）

2 砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱（平成22年砥部町告示第15号）は、廃止する。

砥部町長 様

申請者 (保護者)

住所

氏名



電話番号

令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付申請書

令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付について関係書類を添えて申請します。

記

1 対象児童

氏名		性別		生年月日	
学校名				学年	

2 公共交通機関等

使用する公共交通機関		交通会社	
乗車場所 (バス停等)		降車場所 (バス停等)	
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
通学距離 (自宅から学校までの片道距離)	km		

3 定期券の購入予定額 円

4 補助金申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 自宅から学校までの通学経路図
- (2) 定期券の種類及び購入予定金額が分かる書類

様式第2号(第5条関係)

砥部町指令8砥学第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金について、次のとおり決定したので、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の適否 交付 ・ 不交付
(不交付の場合はその理由：)
- 2 補助金交付決定額 金 円

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者 (保護者)

住所

氏名



電話番号

令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け、砥部町指令8砥学第 号で交付決定通知のあった令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金について、申請時点から下記のとおり変更があったため、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第6条の規程により申請します。

記

1 変更理由 ※該当する項目の□に✓をつけてください。

- (1) 町外に転居したとき。
- (2) 通学に通学定期券を利用しなくなったとき (解約したときを含む。)
- (3) 通学する学校に変更が生じたとき。
- (4) 通学上必要な定期券区間に変更が生じたとき。
- (5) その他交付決定時点の補助対象経費から減額が生じたとき。

2 変更後の補助対象経費 金 _____ 円

3 詳細記入欄 ※変更理由や補助対象経費の算出方法等を記載してください。

4 添付書類

- (1) 変更後の補助対象経費を算出するのに必要な書類
- (2) 払戻金が発生した場合は、その金額や算出方法が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類 (必要に応じ依頼します。)

様式第4号（第6条関係）

砥部町指令8砥学第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金について、下記のとおり変更して交付することとしたので、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金変更交付決定額 金 円

砥部町長 様

申請者氏名



令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金請求書

令和 年 月 日付け、砥部町指令8砥学第 号で交付決定通知のあった、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金について、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 添付書類 定期券の写し及び当該定期券の領収書の原本
- 3 振込先

金融機関の名称		支店名	
口座の種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

様式第6号（第8条関係）

砥部町指令8砥学第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金取消決定通知書

令和 年 月 日付で交付決定をした令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金について、下記の理由により取り消しましたので、令和8年度砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

取消理由：